

# 緑化助成制度

のご案内

=令和8年度版=



樹木  
1本から  
OK

手続き  
簡単



練馬区  
みどり推進課

## 助成の対象となる方

区内の道路沿いや建築物を緑化する個人や法人等

### 対象外

- 売買を目的として緑化する不動産業者等の方
- 住民税等を滞納している方
- 過去5年間に、同一箇所で大助成を受けた方
- 国や地方公共団体等
- 助成対象工事の実施にあたり、関係する法令等を遵守していない方

## 助成の対象となる費用

新たに行う緑化で、各助成メニューの要件を満たした工事のうち、樹木・多年生つる性植物・多年生地被植物・支柱・土壌・緑化区画資材の購入等費用、緑化に伴う塀等の撤去費用が助成対象となります。

### 対象外

- 既存樹木の伐採または撤去等を伴う緑化工事の費用（枯れている樹木の場合は除きます）
- 枯れている樹木の撤去費用
- 緑化計画など法令等により義務付けられた緑化工事の費用
- 他の助成金等を受けている緑化工事の費用
- 建築物の適法性を確認できない建築物の屋上もしくは壁面緑化工事



### 注意事項



- ▶ 申請から工事の完了報告までは、同一年度内（4月から翌3月末日まで）に行ってください。
- ▶ 緑化後は、5年以上の維持管理に努め、道路や隣地へ越境しないようにしましょう。
- ▶ ブロック塀や舗装の撤去のみの助成は受けられません。
- ▶ 道路と住宅に高低差がある場合でも、助成を受けられる場合があります。詳しくは、ご相談ください。



区ホームページの「Q&Aよくある質問」も参考にしてください

## 助成メニューと金額

沿道緑化 助成メニュー		R8年度 助成額	助成限度額
樹木 緑化	植えた時の高さ 0.3m以上(低木)	3,000円/本	戸建住宅等 40万円  集合住宅等 80万円 (塀等の撤去を 伴う場合は 120万円)
	植えた時の高さ 1.2m以上(中木)	12,000円/本	
	植えた時の高さ 2.0m以上(高木)	20,000円/本	
フェンス緑化 (多年生つる性植物)		6,000円/m	
緑化に伴う塀や舗装の撤去		11,000円/m	
プランター緑化		5,000円/個	3個まで

建物緑化 助成メニュー	R8年度 助成額	助成限度額
屋上緑化	10,000円/m <sup>2</sup>	戸建住宅等40万円 集合住宅等80万円
壁面緑化	10,000円/m <sup>2</sup>	

※本数等に応じた助成額と助成対象経費のいずれか低い方がお支払いする助成金額となります。(ただし助成限度額まで)

※緑地協定地区など、一部の地区では助成額が加算されます。  
詳しくは区担当にご確認ください。

※塀の撤去は、宅地側地盤面から高さ0.4m以上の塀が助成対象です。  
※塀や舗装の撤去は、緑化を行った延長分のみ助成対象となります。  
※塀や舗装の撤去にかかる助成額は、助成限度額の半分を上限とします。



# 樹木緑化

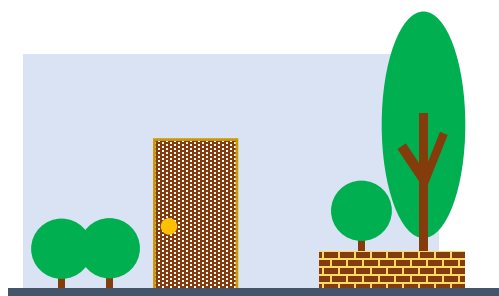
樹木を植えた場合に、  
本数に応じて助成します

## 助成要件

- 道路等の境界から3m以内に新たに植えること
- 道路等から植えた樹木が見えること
- 樹木と道路等との間に、高さ0.4mを超える遮蔽物がないこと  
(樹木を植える地面からの高さです)

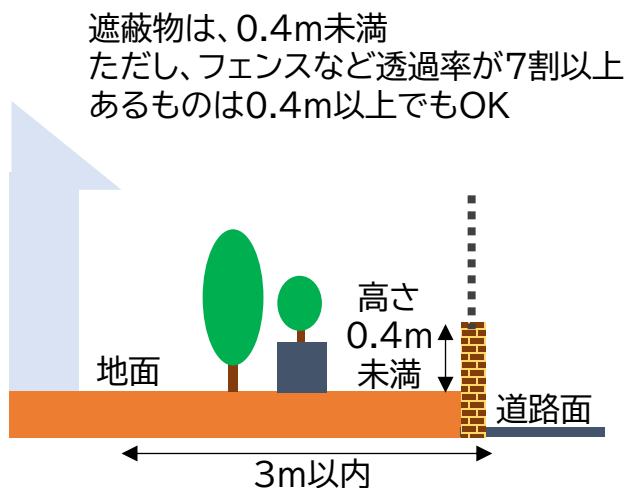
※ 樹木を植える際には、健全に育つ空間を確保し、密植は避けましょう  
生け垣であれば1m当たり3本、植込みであれば1㎡あたり4本が目安です

### ●前から見たイメージ

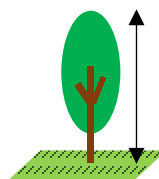


植える場所は離れていてもOK

### ●横から見たイメージ



### ●樹木の高さ



植物を植えた時の  
地面からの高さが  
0.3m以上あること  
が必要です  
高さにより助成額は  
異なります

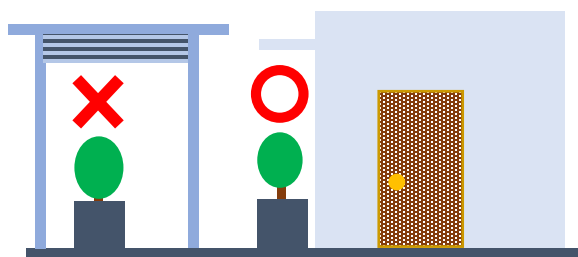
# プランター緑化

大型プランターに樹木を植えた場合に、個数に応じて助成します

## 助成要件

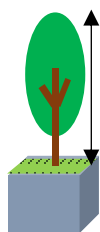
- プランターを設置する敷地が150㎡未満であること
- 道路等の境界から3m以内に設置すること
- 道路等からプランターが見えること
- プランターと道路等との間に、高さ0.4mを超える遮蔽物がないこと（樹木を植える土の面からの高さです）
- プランターは容量50ℓ以上で、容易に変形、破損せず、一定の耐久性があること
- 高さ0.3m以上の樹木を1本以上植えること
- 助成は1敷地あたり3個まで

### ●プランターの設置イメージ



道路から見えても  
壁のある車庫等の中はNG

### ●樹木の高さ



プランター緑化の場合は、  
プランターの土の面からの  
高さが0.3m以上あるこ  
とが必要です

### ◎50ℓの目安

四角形の場合  
高さ40cm×幅・奥行40cm

円柱形の場合  
高さ50cm×直径40cm



# フェンス緑化

多年生つる性植物でフェンスを緑化した場合に、長さに応じて助成します

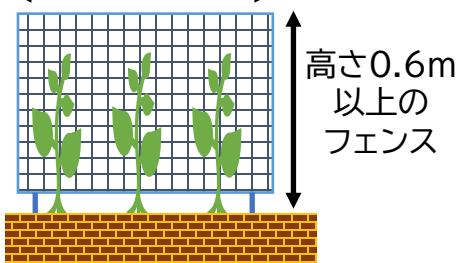
## 助成要件

- 道路等の境界から3m以内に新たに植えること
- 新たに緑化するフェンスの延長が1m以上あること
- 植物と道路等との間に、高さ0.4mを超える遮蔽物がないこと（植物を植える地面からの高さです）
- 新たに緑化するフェンスは、高さが0.6m以上あること
- フェンスを設置する塀等は高さが0.4m未満であること（植物を植える地面からの高さです）
- 1mあたり3本程度の多年生のつる性植物を植えること  
アサガオやゴーヤなどの一年生植物は対象になりません

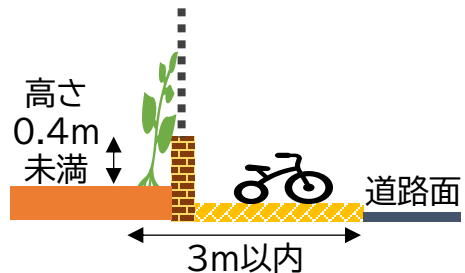
※ フェンスの設置にかかる費用は助成対象ではありません

### ●前から見たイメージ

道路沿いに長さ1m以上



### ●横から見たイメージ



### ◎フェンス緑化に適した植物例

- ・テイカカツラ
- ・カロライナジャスミン
- ・クレマチス
- ・モッコウバラ

植物はヒモ等で誘引しましょう

# 屋上緑化 壁面緑化

建物の屋上、バルコニーまたは壁面を緑化した場合に、面積に応じて助成します

## 助成要件

### 【共通要件】

- 新たに行う緑化に耐える強度があり、建築基準法に規定する検査済証(交付されていない場合は、他の書類で適法性が確認できる書類)が交付された建築物であること

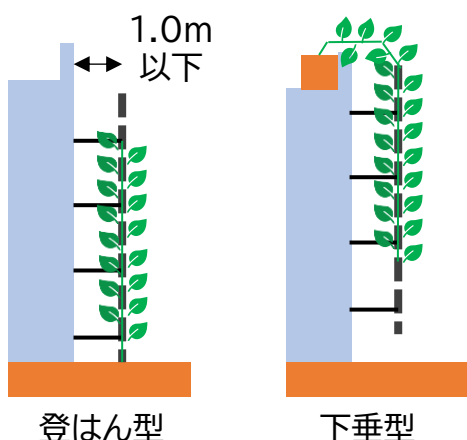
### 【屋上緑化の助成要件】

- 新たに緑化する区画の面積が、1㎡以上あること
- 緑化区画のある建築物の屋上に、高さ1.1m以上の転落防止柵等があること
- プランターを使用する場合は、容量50ℓ以上で、容易に変形、破損せず、一定の耐久性があること
- 樹木と多年生地被植物が対象です

### 【壁面緑化の助成要件】

- 植物を誘引する資材の面積が1㎡以上あること
- 植物を誘引する資材は、建築物から1m以内の距離にあり、かつ、隣地との境界線から0.5m以上離れていること
- 植物を誘引する資材を覆うことができる程度に、多年生つる性植物を植えること  
アサガオやゴーヤなどの一年生植物は対象になりません

### ● 壁面緑化の種類



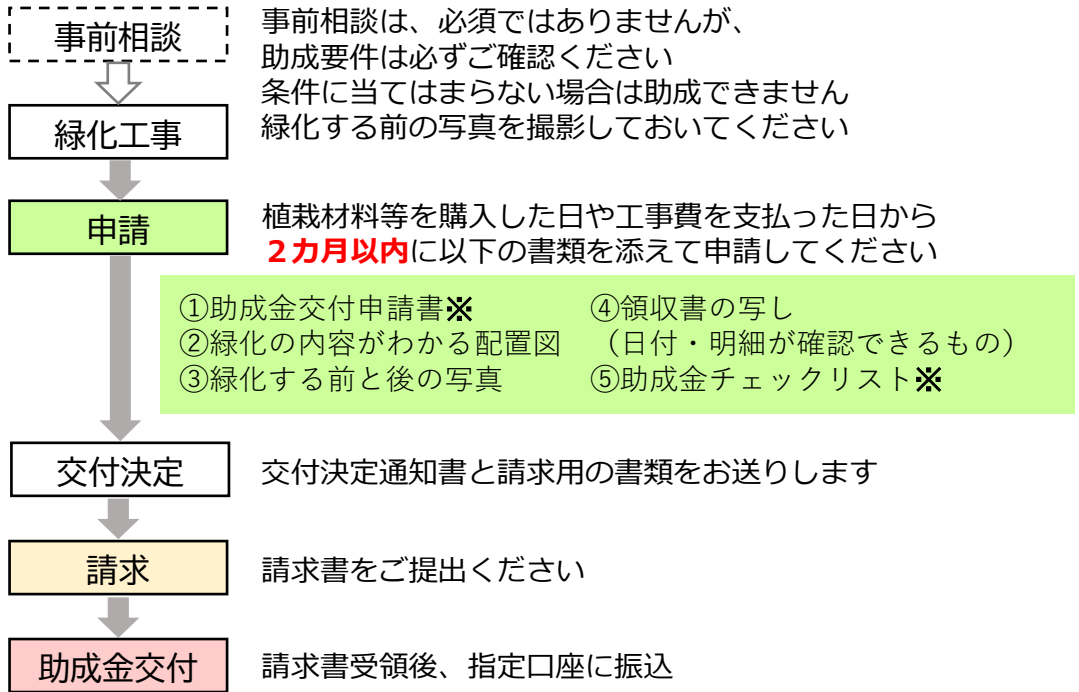
# 手続きの流れと必要書類

樹木緑化（低木）

プランター緑化

樹木緑化（中高木4本まで）

緑化してから  
申請できます



## 【注意点】

- ▶申請時の領収書や工事見積書等は、日付の入った、樹木の種類、高さや本数、プランターの大きさや品名、個数等がわかるものをご用意ください。
- ▶申請する土地や建築物の所有者と異なる方が申請する場合は、同意書や委任状が必要な場合があります。詳しくはお問合せください。

※の書類は、決められた様式があります

こちらからダウンロードできます



緑化してから  
申請の場合



緑化する前の  
申請の場合

様式のない書類については、区ホームページに見本を掲載しています  
申請は、電子申請でも受付けています  
(マイナンバーカードによる認証が必要です)



樹木緑化（中高木5本以上）

屋上緑化・壁面緑化

フェンス緑化

塀や舗装の撤去

緑化する前に  
申請が必要です

事前相談

**必ず、工事着手前にご相談**ください  
メールでも受け付けています

申請

相談後、以下の書類を添えて申請してください

- ①助成金交付申請書※
- ②緑化の内容がわかる配置図
- ③緑化する前の写真
- ④工事見積書等の写し
- ⑤助成金チェックリスト※



屋上緑化・壁面緑化は以下の書類も用意してください

- ⑥建築物の検査済証（確認済証）もしくは建築物の適法性が確認できる書類の写し
- ⑦建築士による構造上緑化が可能であることを証明する書類（様式自由、ただし建築士登録番号が記載されていること）

交付決定

審査後、約2週間で交付決定通知書をお送りします  
完了報告用の書類も同封します

緑化工事

**工事は交付決定日以降に着手**してください

完了報告

- ①完了報告書※
- ②緑化した後の写真（緑化する前の写真と同じ撮影位置・角度）
- ③領収書の写し

金額確定通知

完了内容に基づき金額確定通知書と請求書をお送りします

請求

請求書をご提出ください

助成金交付

請求書受領後、指定口座に振込





樹木選びで悩んだら・・・  
管理のことで困ったら・・・

ご自宅のみどりのお困りごとは、練馬区協力店にご相談ください



## 練馬区協力店

区では、一般的な園芸相談に加え、区民の皆様がご自宅のみどりの手入れや依頼、造園工事について相談できる店舗・事業者を「練馬区協力店」として紹介しています。お気軽にご相談ください。

協力店の情報は  
こちらから



## 四季の香ローズガーデン 花とみどりの相談コーナー

電話または窓口での園芸相談を行っています。

☎03-3976-8787

練馬区光が丘5-2-6

9:30~12:00 / 13:00~16:30

【休園日】毎週火曜日（祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）  
年末年始（12月29日~1月3日）



# ↓緑化助成のご相談はこちら↓

問合せ先

☎03-5984-2418

練馬区 みどり推進課 協働係

〒176-8501  
練馬区豊玉北6-12-1  
（区役所本庁舎18F）

E-mail [MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp](mailto:MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp)

ゼロヨン

詳しくは  
こちらから



令和8年(2026年)4月発行